



平成 18 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社アルプス技研
代表者の役職名 代表取締役社長 池松 邦彦
(コード番号 4641 東証第一部)

問 合 せ 先 取締役 経営企画部長 山崎 國秀
T E L 042- 774- 3333 (代)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 23 日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

当社は大手の製造業向けに技術者を派遣し高度な技術を提供するアウトソーシングサービスを中核事業としております。今回の調達資金は、当社のビジネスにとって、価値の源泉である派遣技術者の質的向上を図るための教育システム、研修体制の構築・整備や、技術者派遣事業のさらなる拡大を図るための活動に充当するもので、顧客に対してより高度な技術力・サービスをタイムリーに提供し、競争優位の確立と中長期的な利益成長を狙うものです。また、一部は今後の事業拡大に備えた運転資金に充当するものです。

本件により、当社を取り巻くさまざまなビジネスチャンスに対し積極的な事業展開が可能となるものです。

なお、今回の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、無利息による調達を実現すると共に、段階的な株式への転換を行うことで、マーケットインパクトに配慮したものとなっております。また、本新株予約権の行使により発行される普通株式数について 120 万株を上限としており、権利行使に伴う株式数の増加による希薄化は最大で 12.0%以内に抑えられます。

記

1. 募集社債の名称 株式会社アルプス技研第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金 20 億円
3. 各募集社債の金額 金 5,000 万円の 1 種
4. 各募集社債の払込金額 金 5,000 万円 (額面 100 円につき金 100 円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書および会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日 平成 18 年 7 月 10 日
11. 新株予約権の割当日 平成 18 年 7 月 10 日
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を野村証券株式会社に割り当てる。
13. 償還の方法および期限
- (1) 本社債は、平成 20 年 7 月 10 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
 - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 1 か月以上前に事前通知するものとする。
 - (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の 2 週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第 19 項記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出することにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
 - (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第 2 金曜日（ただし、第 2 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該月の第 4 金曜日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で、繰上償還することができる。
 - (5) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第 1 金曜日（ただし、第 1 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

を償還金支払場所に提出することにより、当該月の第3金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (6) 本新株予約権付社債の発行後、平成20年6月25日まで（当日を含む。）の間のある5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、第15項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日まで（当日を含む。）に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して10取引日後の日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。
- (7) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

14. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求（本項第(2)号に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（算出された当該最大整数を以下「交付株式数」という。）とする。

- (2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年7月11日から平成20年7月9日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。

- (3) 本新株予約権の行使の条件

①当社が、第13項第(2)号、第(4)号もしくは第(6)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日以後、②当社が、第13項第(3)号もしくは第(5)号に定める本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合は、当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以後、③当社が、第13項第(8)号に基づき取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時以後、または④当社が、第18項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以後、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びにその出資される財産の内容等
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後ま

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

たは調整後の転換価額) を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額) を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

(5) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「転換価額」という。)は、当初1,615円とする。

(6) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が808円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が2,423円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(9)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当りの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

化防止条項に基づく調整の場合を除く。) 、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日 (以下「修正日」という。) における本項第(9)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥ 本項第(8)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の発行に際して払込みがなされた額 (本項第(8)号③における新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。) から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 本項第(8)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(9) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日 (ただし、本項第(8)号⑦の場合は基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。) とする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
 - ④ 本項第(8)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (15) ① 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託さ

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

れている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、機構を經由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ③ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
 - (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。
 - (17) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
 - (18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。
17. 担保提供制限
- 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
18. 期限の利益喪失に関する特約
- 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。
- (1) 当社が第13項の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が、第15項第(6)号乃至第(11)号または第17項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

合は、この限りではない。

- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
19. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
野村信託銀行株式会社 本店
 20. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
 21. 財務代理人
野村信託銀行株式会社
 22. 上場申請の有無 なし
 23. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 1,973 百万円のうち、当社のビジネスにとって、価値の源泉である派遣技術者に提供する教育システムや研修体制の構築・整備等のための資金に 1,400 百万円を充当し、残額を運転資金に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はございません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分に関しましては、安定配当を基本としつつ、業績に応じた成果の配分を組み合わせることを基本方針としております。

具体的には、以下のとおりであります。

- (1) 平成 18 年 12 月期より、連結業績に連動した配当方針とする
- (2) 連結ベースで配当性向 50%を指標とする
- (3) 業績にかかわらず、安定配当として、現在の発行済株式総数を前提に、1 株年 20 円の配当金は、基本的に維持する

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、財務体質の強化を図るとともに、中長期的な企業価値の向上に資する教育施設、システム等の投資に活用してまいります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	39.45 円	64.22 円	78.23 円
1 株当たり年間配当金	30.00 円	35.00 円	40.00 円
配 当 性 向	74.37%	60.34%	60.36%
自己資本当期純利益率	5.9%	13.5%	14.5%
純 資 産 配 当 率	2.5%	3.5%	6.2%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は連結ベースの数値であります。

2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を連結純資産（期首の連結純資産合計と期末の連結純資産合計の平均）で除した数値であります。

3. 純資産配当率は、連結年間配当総額を連結純資産（期首の連結純資産合計と期末の連結純資産合計の平均）で除した数値であります。

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
始 値	482 円	935 円	1,362 円	1,577 円
高 値	1,147 円	1,950 円 ※1,420 円	1,724 円	2,420 円
安 値	435 円 □915 円	870 円 ※1,146 円	1,099 円	1,520 円
終 値	938 円	1,370 円	1,568 円	1,615 円
株価収益率	23.8 倍	21.3 倍	20.0 倍	— 倍

- (注) 1. 平成18年12月期の株価につきましては、平成18年6月23日現在で表示しております。
2. 平成16年12月1日付をもって東京証券取引所市場第一部に株式を上場したもので、それ以前の株価については同取引所市場第二部の公表によるものであります。
3. 平成16年2月19日付で株式1株につき1.1株の株式分割を実施しており、□印は、その株式分割権利落後の株価を示しております。
4. 平成16年11月19日付で株式1株につき1.5株の株式分割を実施しており、※印は、その株式分割権利落後の株価を示しております。
5. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成18年12月期の株価収益率は、未確定のため記載しておりません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成18年6月23日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は12.4%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成18年6月23日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行の新株予約権付社債が全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は8.2%となります。また、当社は割当予定先との間で、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行される当社の普通株式の数の合計が1,200,000株(ただし、当社が普通株式につき株式分割または普通株式の無償分割を行う場合は、当該株式分割または株式無償割当の割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式無償割当の基準日前に本社債に付された新株予約権の行使により発行された当社の普通株式数も同様に増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような行使請求を行わない旨の契約を締結する予定であり、割当予定先が当該株式数上限まで権利行使した場合の潜在株式数の比率は12.0%となります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	野村証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)	金 2,000,000,000 円	
払 込 金 額	金 2,000,000,000 円	
割当予定 先の内容	住 所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代 表 者 の 氏 名	執行役社長 古賀 信行
	資 本 金	10,000,000,000 円
	事 業 の 内 容	証券業
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関 係	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：50,100 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取 引 関 係 等	主幹事証券会社
	人 的 関 係 等	該当事項なし

(注)「出資関係」については、平成 17 年 12 月 31 日現在のものです。

(3) その他

割当予定先である野村証券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。

また、野村証券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。